

(議案第51号)

大津市法定外土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について

令和6年3月14日(木)

産業観光部 田園づくり振興課

1. 改正する条例

●改正する条例

「大津市法定外土地改良事業分担金徴収条例」

受益農業者の同意徴収や事業計画書の縦覧公告など、土地改良法に基づく法手続きを必要としない土地改良事業（法定外土地改良事業）を本市が事業主体となり実施する際、この事業に要する費用に充てるために受益者から徴収する分担金の総額等を定めた条例。

●改正の趣旨

農業基盤の整備を目的とする土地改良事業は、事業の規模や内容に応じ、その事業主体を県・市・土地改良区や農業組合をはじめとする農業者等が区分して実施。

近年では農業用施設の老朽化に加え、農業従事者の高齢化や減少が進み、農業者自身による土地改良事業の実施が困難となりつつある。

このため、これまで需要が低かった本市が事業主体となる土地改良事業の実施に備え、現行条例に定めのない事項について新たに基準等を定めるもの。

2. 改正のポイント

事業	分担金の率
かんがい排水事業	100分の20
農道整備事業	100分の20
ため池等整備事業	100分の10
土地改良施設整備補修事業	100分の20
農村道路舗装事業	100分の40
地すべり防止対策事業	100分の10

* 現行条例より抜粋

現行条例では分担金総額は、事業に要する費用(総事業費)に分担金の率を掛け合わせた額と定まっている。

災害復旧事業に関する基準が定まっていない。

(1)「災害復旧事業」の徴収基準を定める。

- ・これまでは受益者との協議により分担金の総額を定めており、その定め方が不明瞭であった。
- ・徴収基準を定めることにより、受益者が負担すべき分担金の総額を明確にする。

(2) 国の補助率が嵩上げされる場合、受益者が恩恵を享受できるよう分担金の軽減を図る。

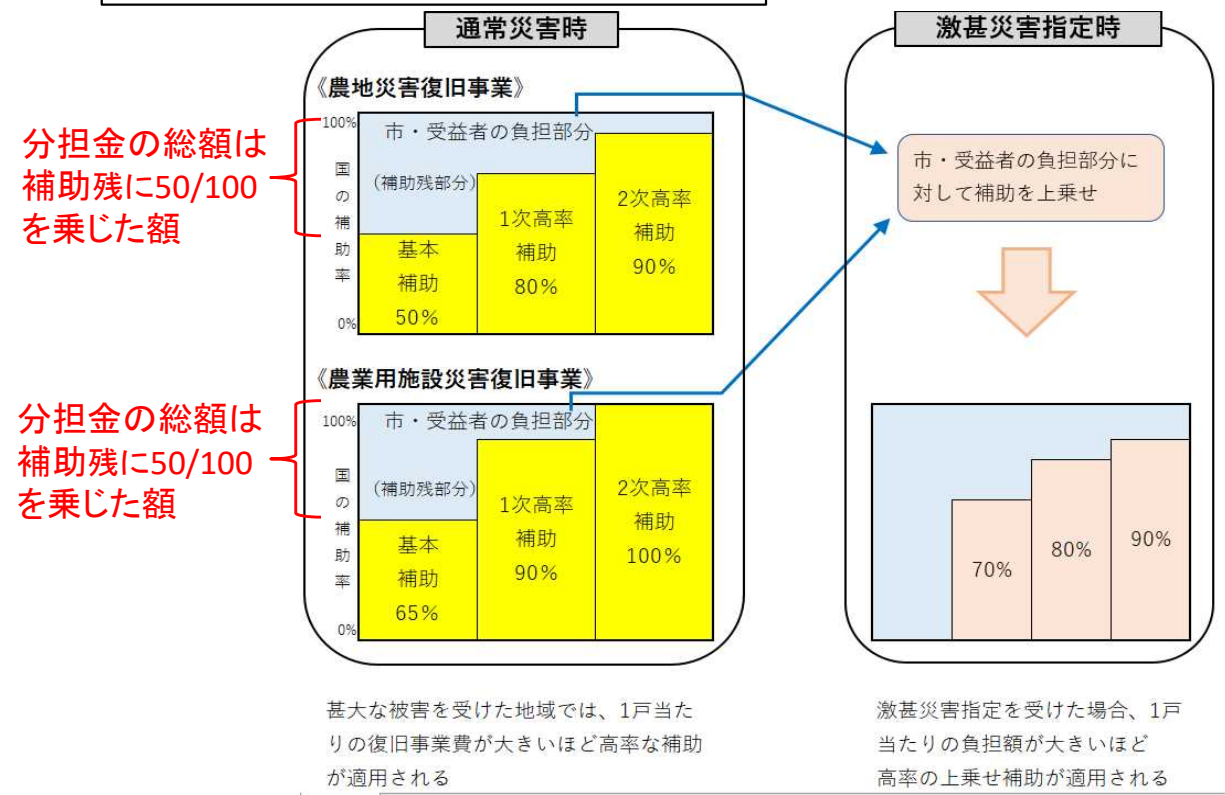
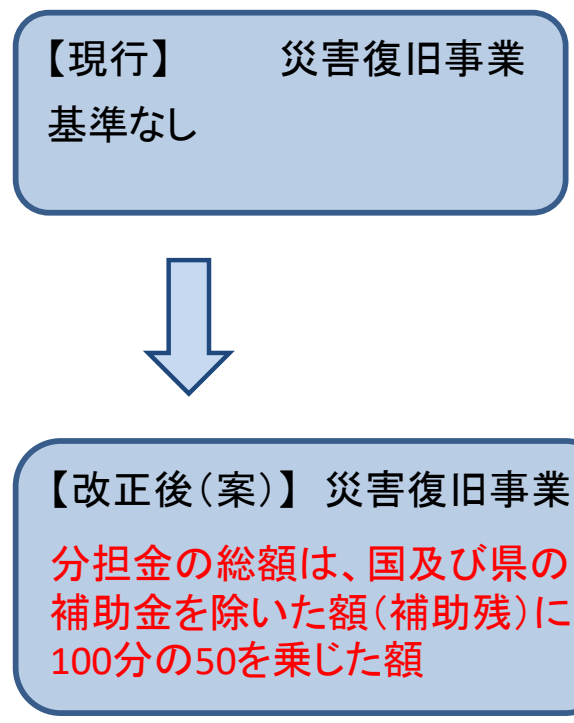
- ・別表で定まる事業を実施する場合、国の補助率が嵩上げされるケースがある。
- ・現行では分担金の総額が一定であり、受益者が国の嵩上げ措置の恩恵を享受できていない状況。
- ・受益者が国の嵩上げ措置の恩恵を享受できるよう、分担金総額の定め方を改める。

3. 改正の内容

(1) 分担金の徴収対象となる事業の追加

別表に「農地災害復旧事業」及び「農業用施設災害復旧事業」を追加し、それぞれの分担金の率を100分の50と定める。分担金の総額は、国及び県の補助金を除いた額(補助残)に100分の50を掛け合わせた額と定める。

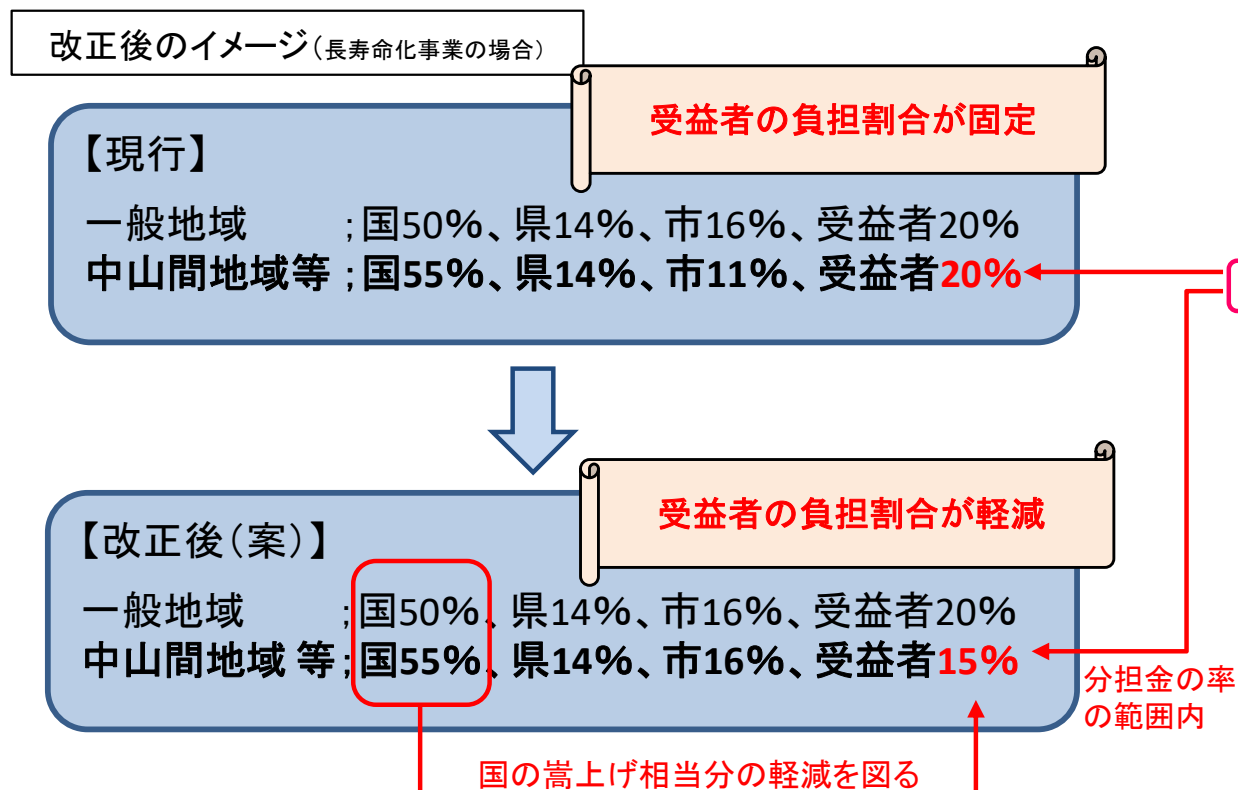
補助率嵩上げのイメージ(国庫補助事業の場合)



3. 改正の内容

(2) 受益者分担金の軽減を図るための改正

国の補助率の嵩上げ措置が講じられる土地改良事業を「中山間地域等」に該当する地域※で実施する場合、分担金の率の範囲内で分担金総額を定めることができるよう改める。



別表(第4条関係)

事業	分担金の率
かんがい排水事業	100分の20
農道整備事業	100分の20
ため池等整備事業	100分の10
土地改良施設整備補修事業	100分の20
農村道路舗装事業	100分の40
地すべり防止対策事業	100分の10

* 現行条例より抜粋

※国の補助率が嵩上げされる「中山間地域等」

旧市町村名	法指定地域(関連法)
小松村	特定農山村地域(特定農山村法)
木戸村	特定農山村地域(特定農山村法)
仰木村	指定棚田地域(棚田地域振興法)

4. 新旧対照表

大津市法定外土地改良事業分担金徴収条例（昭和57年条例第32号）新旧対照表

現行	改正後（案）																																
大津市法定外土地改良事業分担金徴収条例 昭和57年9月30日 条例第32号 （分担金の総額） 第4条 分担金の総額は、当該事業に要する費用_____。 _____。 _____に別表に定める率を乗じて得た額とする。 _____。 別表（第4条関係）	大津市法定外土地改良事業分担金徴収条例 昭和57年9月30日 条例第32号 （分担金の総額） 第4条 分担金の総額は、当該事業に要する費用の額（農地災害復旧事業及び農業用施設災害復旧事業にあつては、当該事業に要する費用の額から、当該事業につき国又は県から交付を受ける補助金の額を控除して得た額）に別表に定める率を乗じて得た額を超えない範囲において市長が定める。 別表（第4条関係）																																
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>事業</th> <th>分担金の率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>かんがい排水事業</td> <td>100分の20</td> </tr> <tr> <td>農道整備事業</td> <td>100分の20</td> </tr> <tr> <td>ため池等整備事業</td> <td>100分の10</td> </tr> <tr> <td>土地改良施設整備補修事業</td> <td>100分の20</td> </tr> <tr> <td>農村道路舗装事業</td> <td>100分の40</td> </tr> <tr> <td>地すべり防止対策事業</td> <td>100分の10</td> </tr> </tbody> </table>	事業	分担金の率	かんがい排水事業	100分の20	農道整備事業	100分の20	ため池等整備事業	100分の10	土地改良施設整備補修事業	100分の20	農村道路舗装事業	100分の40	地すべり防止対策事業	100分の10	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>事業</th> <th>分担金の率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>かんがい排水事業</td> <td>100分の20</td> </tr> <tr> <td>農道整備事業</td> <td>100分の20</td> </tr> <tr> <td>ため池等整備事業</td> <td>100分の10</td> </tr> <tr> <td>土地改良施設整備補修事業</td> <td>100分の20</td> </tr> <tr> <td>農村道路舗装事業</td> <td>100分の40</td> </tr> <tr> <td>地すべり防止対策事業</td> <td>100分の10</td> </tr> <tr> <td><u>農地災害復旧事業</u></td> <td><u>100分の50</u></td> </tr> <tr> <td><u>農業用施設災害復旧事業</u></td> <td><u>100分の50</u></td> </tr> </tbody> </table>	事業	分担金の率	かんがい排水事業	100分の20	農道整備事業	100分の20	ため池等整備事業	100分の10	土地改良施設整備補修事業	100分の20	農村道路舗装事業	100分の40	地すべり防止対策事業	100分の10	<u>農地災害復旧事業</u>	<u>100分の50</u>	<u>農業用施設災害復旧事業</u>	<u>100分の50</u>
事業	分担金の率																																
かんがい排水事業	100分の20																																
農道整備事業	100分の20																																
ため池等整備事業	100分の10																																
土地改良施設整備補修事業	100分の20																																
農村道路舗装事業	100分の40																																
地すべり防止対策事業	100分の10																																
事業	分担金の率																																
かんがい排水事業	100分の20																																
農道整備事業	100分の20																																
ため池等整備事業	100分の10																																
土地改良施設整備補修事業	100分の20																																
農村道路舗装事業	100分の40																																
地すべり防止対策事業	100分の10																																
<u>農地災害復旧事業</u>	<u>100分の50</u>																																
<u>農業用施設災害復旧事業</u>	<u>100分の50</u>																																